

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会

運 用 方 針 細 則

平成16年 2月20日決定、平成16年 4月 1日適用

平成21年12月 3日決定、平成22年 4月 1日適用

平成24年12月10日決定、平成25年 4月 1日適用

平成26年11月19日決定、平成27年 2月 1日適用

平成29年 9月 8日決定、平成30年 4月 1日適用

1. 資産配分

(1) 投資対象資産及び基本資産配分比率

投資対象とする資産及び資産配分比率（時価ベース）は、以下のように定める。

投資対象資産名		基本資産配分比率 中心値	基本配分からの 乖離の上下限
株 式	国内株式	6 . 0 %	± 3 . 0 %
	外国株式	6 . 0 %	± 3 . 0 %
債 券	国内債券 (一般勘定を含む)	3 9 . 0 %	± 3 . 0 %
	外国債券 (円ヘッジ無し)	5 . 0 %	± 3 . 0 %
	外国債券 (円ヘッジ付き)	3 4 . 0 %	± 3 . 0 %
短期資産		1 0 . 0 %	± 3 . 0 %
合計		1 0 0 . 0 %	-

(2) 時価変動等による資産配分の変動の修正

四半期末の時点で、基本配分からの乖離の上下限幅を超える資産配分の変動が生じた場合には、基本資産配分の上下限内への資産配分の修正を行うことを原則とする。

修正については、運用機関に対する指示をもって行う。

(3) 基本資産配分の方針変更

共済会の運用目標（債務特性等）や市場環境の大幅な変化等、従来の前提条件に大幅な修正が必要と考えられる事象が発生した場合には、共済会は、資産配分方針の変更を含む見直しを行う。

変更にあたっては、以下の点を遵守する。

- ア) 適正な意思決定プロセスを通じて資産配分方針を変更する。
- イ) 関係者に対する必要な情報の開示を行う。

2. 運用スタイルの配分

(1) 運用商品の選択

運用商品の選択においては、その付加価値源泉に基づく機能を最大限に重視し、基本方針を最も効率的に実現させるための、最適な選択を追求する。

運用委託報酬は、その機能に応じて妥当な水準を総合的に勘案する。

(2) 資産全体の戦術的（短期的）な変更について

基本資産配分に対する、戦術的（短期的）な変更は行わない。

但し、資産配分の戦術的（短期的）な変更機能を持つ運用手法を採用することは妨げないが、基本資産配分の方針維持の重要性を踏まえ、これらの運用手法に対する資産配分は全体で20%程度を上限とする。

3. 評価基準

投資対象資産毎の評価基準は、以下の市場指数を用いる。

資産区分	市場指数（ベンチマーク）
国内株式	TOPIX（配当込）
外国株式	MSCI-KOKUSAI（円ベース、税引前・配当込）
国内債券	NOMURA-BPI（総合）
外国債券（円ヘッジ無し）	シティーグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
外国債券（円ヘッジ付き）	シティーグループ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）
短期資産	東京レポレート